

※改正箇所は赤字で表示しています。

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の 種類	区分		使用料		
			単位		金額
岸壁及び物 揚場+	船舶（米子港にあっては、総トン数が5トン以上のものに限る。）に係留するとき。	外航船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円
				係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭
				係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円
				係留時間が24時間を超える場合	6円に24時間を超える部分6時間までごとに1円50銭を加算した額
		プレジャーボート等	1隻につき1日		820円
			1隻につき1月		8,200円
			1隻につき1年		82,000円
		その他の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円30銭
				係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円95銭
				係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円60銭

				係留時間が 24時間を超 える場合	6円60銭に24時間を 超える部分6時間ま でごとに1円65銭を 加算した額
	貨物の一時置場として使用するとき。		使用面積1平方メートルにつき 使用期間(荷役の日を除く。)の うち15日までの1日		6円60銭
			使用面積1平方メートルにつき 使用期間(荷役の日を除く。)の うち15日を超える1日		8円80銭
ボートパー ク	鳥取港のマリーナ港 区に隣接する栈橋以 外の栈橋を使用する 場合	長さが8メート ル未満の係留 施設を使用す る場合	1区画につき1月		6,500円
			1区画につき1年		65,000円
		長さが8メート ル以上の係留 施設を使用す る場合	1区画につき1月		8,200円
			1区画につき1年		82,000円
	鳥取港のマリーナ港 区に隣接する栈橋を 使用する場合	長さが6メート ル未満の係留 施設を使用す る場合	1区画につき1日		740円
			1区画につき1月		7,400円
			1区画につき1年		74,000円
		長さが6メート ル以上8メート ル未満の係留 施設を使用す る場合	1区画につき1日		990円
			1区画につき1月		9,900円
			1区画につき1年		99,000円
	鳥取港のマリーナ港区に隣接する一時 係留場所を使用する場合		1区画につき1月		8,200円
	鳥取港のマリーナ港 区内の陸上保管施設 を使用する場合	長さが6メート ル未満の船舶 用の陸上保管 施設を使用す る場合	1区画につき1月		3,700円
			1区画につき1年		37,000円

		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	5,000円
			1区画につき1年	50,000円
		長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	6,300円
			1区画につき1年	63,000円
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合		1時間につき	15,290円
	グラブバケットを使用する場合		1時間につき	8,660円
上屋	一般使用をする場合		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日までの1日	12円5銭
			使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日を超え15日までの1日	17円60銭
			使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち15日を超え30日までの1日	23円5銭
			使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち30日を超える1日	29円65銭
	専用使用をする場合		使用面積1平方メートルにつき1月	473円
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	ジ ン 防塵 柵がある とき。	使用面積10平方メートルにつき 1日	19円80銭
		ジ ン 防塵 柵がない とき。		11円
	舗装された野積場を使用する場合		使用面積10平方メートルにつき 使用期間のうち30日までの1日	30円80銭

		ジ ン 防塵 柵がある とき。	使用面積10平方メートルにつき 使用期間のうち30日を超える1 日	41円80銭
		ジ ン 防塵 柵がない とき。	使用面積10平方メートルにつき 使用期間のうち30日までの1日	22円
			使用面積10平方メートルにつき 使用期間のうち30日を超える1 日	33円
船舶のため の給水施設	知事が別に定める時 間内に使用する場合	外航船舶	給水量1立方メートルにつき	484円
		外航船舶以外 の船舶		532円
	知事が別に定める時 間外に使用する場合	外航船舶		726円
		外航船舶以外 の船舶		799円

2 港湾施設用地

区分		使用料		
		単位	金額	
			非課税とされるも の	非課税とされるも の以外のもの
工作物を 設置する 場合	建物	使用面積1平方メートルに つき1年	630円	693円
	第1種電柱	1本につき1年	630円	693円
	第2種電柱		970円	1,067円
	第3種電柱		1,300円	1,430円
	その他の柱類		56円	61円
	水管、下水 道管、ガス 管その他の 管類	長さ1メートルにつき1年	130円	143円
			340円	374円

	外径が1メートル以上のもの		670円	737円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	2,200円
	その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	693円
工作物を設置しない場合		使用面積1平方メートルにつき1月	60円	66円

備考

- 1 プレジャーボート等とは、米子港以外の港湾に係留する船舶のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供されるヨット、モーターボートその他の船舶及び遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船をいう。
- 2 この表において「非課税とされるもの」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 3 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 使用面積若しくは表示面積、給水量若しくは長さが1平方メートル（野積場にあつては、10平方メートル。以下同じ。）、1立方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積、給水量若しくは長さ若しくは総トン数に1平方メートル、1立方メートル、1メートル若しくは1トン未満の端数があるときは、1平方メートル、1立方メートル、1メートル又は1トンとして計算する。
- 5 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあつては1月として計算し、港湾施設用地にあつては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 6 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分		占用料				
		単位	金額			
			非課税とされるもの		非課税とされるものの以外のもの	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	693円	583円

工作物の設置を伴うもの	第2種電柱			970円	820円	1,067円	902円
	第3種電柱			1,300円	1,100円	1,430円	1,210円
	その他の柱類			56円	48円	61円	52円
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	143円	121円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	290円	374円	319円
		外径が1メートル以上のもの		670円	570円	737円	627円
	標識		1本につき1年	900円	760円	990円	836円
	看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
	通路(橋を含む。)		占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	121円	77円
	建物			190円	130円	209円	143円
	その他の工作物			190円	130円	209円	143円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地		占用面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円
	魚介養殖場			3円	2円	4円	3円
	貯木場			3円	2円	4円	3円
	その他のもの			90円	60円	99円	66円

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	110円

砂利(かき込み 砂利を含む。)		154円
栗石		154円
転石	1個につき	110円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに110円を加算した金額

備考

- 1 非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれの備考2に規定する非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
 - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 別表第1の備考6の規定は、占用料等の額について準用する。